

福島町議会基本条例諮問会議 資料 3

(2) その他

○福島町議会会議条例の一部改正

○福島町議会議員政治倫理条例の一部改正

福島町議会事務局

福島町議会会議条例の一部改正について

1 改正の理由

令和6年度定例会6月会議で設置した「議会改革調査特別委員会」において、次期改選（令和9年8月）に向けた「議員定数」「議員歳費」「議員のなり手対策」「議会改革の見直し」の4項目について議論を行い、議会基本条例諮問会議からの答申、町民懇談会での意見聴取の結果を基に、令和8年3月に特別委員会としての最終報告書が議長に提出されたことから、報告内容に基づく議会体制の見直しを行うため、議会会議条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

（1）議員定数、常任委員会の名称・委員定数・その所管、その他について以下のとおり改正します。

改正前	改正後
（議員の定数） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」）第91条第1項の規定に基づき、福島町議会議員の定数は<u>10人</u>とする。 （会議時間） 第12条 （略） 2 議長は、必要があると<u>認めるとき</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いしないで会議に諮って決める。 <u>3</u> 会議の開始は、号鈴で報ずる。 （開票・投票の効力） 第35条 （略） 2 （略） 3 （略）	（議員の定数） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」）第91条第1項の規定に基づき、福島町議会議員の定数は<u>9人</u>とする。 （会議時間） 第12条 （略） 2 議長は、必要があると<u>認めるとき、会議に宣告し</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いしないで会議に諮って決める。 <u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するとき、その他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> <u>4</u> 会議の開始は、号鈴で報ずる。 （開票・投票の効力） 第35条 （略） 2 （略） 3 （略） <u>4 投票の効力に係る法第118条（投票</u>

(選挙規定の準用)

第75条 記名・無記名の投票を行う場合には、第31条(議場の出入口閉鎖)、第32条(投票用紙の配布、投票箱の点検)、第33条(投票)、第34条(投票の終了)、**第35条(開票・投票の効力)**、第36条(選挙結果の報告)第1項、第37条(選挙に関する疑義)、第38条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(携帯品)

第93条 議場に入る者は、**帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ類**の着用・携帯をしてはならない。病気その他の理由により**議長**の許可を得たときは、この限りでない。

(代理人による意見の陳述)

第112条 **議会が特に許可した場合は、代理人による意見の陳述を認める。**

(常任委員会の名称、委員定数、その所管)

第119条 (略)

(1) **総務教育**常任委員会 **6人**
総務課、企画課、町民課(賦課係・徴収係)、

による選挙・指名推薦及び投票の効力の意義)第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(選挙規定の準用)

第75条 記名・無記名の投票を行う場合には、第31条(議場の出入口閉鎖)、第32条(投票用紙の配布、投票箱の点検)、第33条(投票)、第34条(投票の終了)、**第35条(開票・投票の効力)第1項から第3項まで、**第36条(選挙結果の報告)第1項、第37条(選挙に関する疑義)、第38条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(資格決定の通知)

第91条の2 法第127条(失職及び資格決定)第3項の規定により準用される法第118条(投票による選挙・指名推薦及び投票の効力の意義)第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第93条 議場に入る者は、**帽子、コート、マフラー、傘類**の着用・携帯をしてはならない。病気その他の理由により**会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて**は、この限りでない。

(代理人、**文書等**による意見の陳述)

第112条 **公述人は、代理人に意見を述べさせること、文書、電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。**議会が特に許可した場合は、**この限りでない。**

(常任委員会の名称、委員定数、その所管)

第119条 (略)

(1) **総務経済**常任委員会 **8人**
町政全般に関する事項

吉岡支所、教育委員会、選挙管理委員会、
固定資産評価審査委員会及びその他総務
教育に関する事項並びに他の常任委員会
に属さない事項

(2) 経済福祉常任委員会 6人

町民課(町民係・戸籍係・年金係)、福祉
課、産業課、建設課、農業委員会及びその
他経済福祉に関する事項

(3) 広報・広聴常任委員会 10人

広報広聴の実施に関する事項

① 総務教育部会 6人 総務教育常任
委員会の所管に関する事項

② 経済福祉部会 6人 経済福祉常任
委員会の所管に関する事項

(議会運営委員会の設置)

第121条 (略)

2 議会運営委員会の委員の定数は、5人
とする。

3 (略)

(特別委員会の設置)

第122条 (略)

2 特別委員会の委員の定数は、議会の
議決で定める。

(委員の選任)

第124条 議員は、少なくとも一つの常任
委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、議会
において選任する。

削る

(2) 広報・広聴常任委員会 8人

広報広聴の実施に関する事項

削る

削る

(議会運営委員会の設置)

第121条 (略)

2 議会運営委員の定数は、5人とする。

3 (略)

(特別委員会の設置)

第122条 (略)

2 特別委員の定数は、議会の議決で定
める。

3 特別委員は、委員会に付議された事
件が議会において審議されている間、在
任する。

(委員の選任)

第124条 常任委員、議会運営委員、特別
委員(以下「委員」という。)は議長が会
議に諮って指名する。休会中においては、
議長が指名することができる。

2 議長を除く議員は、全員常任委員と
なるものとする。

削る

<u>3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u>	削る
<u>4 常任委員、議会運営委員、特別委員（以下「委員」）は、議長が会議に諮って指名する。休会中においては、議長が指名することができる。</u>	削る
<u>5 議長は、常任委員の申出があるとき、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。</u>	削る
<u>6 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第120条（常任委員の任期）第2項の例による。</u>	削る
<u>（連合審査会）</u>	削る
<u>第143条 委員会は、審査・調査のため必要があると認めるとき、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。</u>	削る

（２）（１）以外の改正として、

- ①条文内で適用している条項の条ずれを改めます。
- ②第144条から第155条までを1条ずつ繰り上げます。
- ③別表、正副議長・正副委員長会議の項【構成員】の欄中「副議長」の次に「・」を加えます。

3 施行期日について

この条例は、令和9年9月1日から施行します。

福島町議会議員政治倫理条例の一部改正について

1 改正の理由

令和6年度定例会6月会議で設置した「議会改革調査特別委員会」において、次期改選（令和9年8月）に向け取り組むべき項目として「議員のなり手対策」「議会改革の見直し」について議論を行う中で、ハラスメント行為等を防止するための取り決めが必要との意見で纏まったことから、議員の政治倫理基準を定めた同条例にハラスメントに関する条文を追加するため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

政治倫理基準を定めた第4条に、ハラスメントに関連する第5号から第8号の基準を追加するものです。

改正前	改正後
(政治倫理基準) 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)～(4) (略)	(政治倫理基準) 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)～(4) (略) <u>(5) その地位を利用してハラスメント(他の者が不快に感じる言動・行為をいう。)、嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと。</u> <u>(6) 公職にある者としての発信、インターネットその他の媒体を利用した情報発信による誹謗中傷、風評流布等の名誉棄損行為等をしないこと。</u> <u>(7) その地位を利用して第三者の行つた人権侵害行為に対する賛成意見の表明、扇動する行為をしないこと。</u>

3 施行期日について

この条例は、公布の日から施行します。